

## 平成26年度第1回技術委員会（準備書第1回審議）及び追加提出の意見に対する事業者の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
1	全般	片谷委員	・方法書に対する知事意見で「現況を大きく悪化させない観点での評価の実施」を求めていることに対して、例えば、準備書5-1-73ページで工事関係車両による影響に係る「(1)環境への影響の緩和に係る評価」では、「環境保全措置を適正に行うから問題ない」という客観性に欠ける記述になっている。現況と予測結果を表で並べて比較するなど、現況を悪化させないことを定量的に説明するよう、評価の記述を改めていただきたい。	・施設からの排ガスの影響、騒音・振動の予測等については、現況からどの程度上昇するなど記載していますが、基本的に供用時の部分を中心としており、工事中については比較していない項目がありますので、評価書において分かりやすく示せるように検討したいと思います。 (事後回答) ・ご指摘を踏まえ、定量的な予測を行った項目については、資料1-1のとおり、現況との対比を行うなど、現況を悪化させないという観点からの評価を行います。
2	全般	塩田委員	・日本音響学会が2013年に公表した道路交通騒音の予測手法など、新たな科学的知見が公表されているが、そうしたものについてチェックしているか。	・道路交通騒音に係る日本音響学会の予測式が新しくなっているのは確認していますが、予測については2008年の式で実施しています。
3	全般	塩田委員	・使用した予測式については、具体的に日本音響学会の式などきちんと記載しているものもあるが、一般の方が縦覧されたとき検算できるように、図書に明示すべきである。	(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、評価書では、予測手法や予測条件、及びその出典について、丁寧に記載するよう留意いたします。
4	全般	塩田委員	【追加意見】 ・計画地は住居等から500m程度離れているため、環境影響はほとんどないと考えてもよいとのスタンスが読み取れるが、影響がないとしても誤った予測式の使い方や表示の仕方は許されるものではない。新たな科学的知見等の情報や資料収集を行うことにより、精度ある準備書等にしてもらいたい。	(事後回答) ・騒音・振動の予測については、本事業による工事中及び供用時の環境影響を適切に把握するため定量的な予測を行っておりますが、ご指摘を踏まえ、新たな科学的知見等の情報や資料収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めてまいります。
5	大気質	野見山委員	・準備書5-1-125ページの表5-1-92において、接地逆転層崩壊時における塩化水素の供用時の寄与濃度が、バックグラウンド濃度と比較して非常に高くなっている。塩化水素の場合は影響割合が非常に高いことになるので、5-1-129ページの短期高濃度の評価結果の説明では、目標値との比較だけでなく、この増加分についての見解も記載する必要がある。	・ご指摘の点を踏まえて検討させていただきます。 (事後回答) ・大気質の予測については、長期平均濃度と短期高濃度の予測を行っております。長期平均濃度は年間を通した平均的な濃度を予測しており、これについては現況からの変化の程度として施設の稼働による影響割合を示しております。また、短期高濃度については、施設からの影響が大きくなるような特殊な気象条件を設定し、この場合でも、環境保全のための目標に整合することを確認するため実施しております。このため、評価の観点としては、現況との対比ではなく、影響が大きくなる場合でも環境保全のための目標を満足しているという観点で行うこととし、その表現を評価書に記載します。
6	騒音	梅崎委員	・道路交通騒音の調査結果でA～Cの3地点のうち、B地点では現状で環境基準を超過している。事業による増加が0.1dBだからいいとするのではなく、環境基準を超過している地点を、この事業の関係車両が利用することを避けることを検討すべきではないか。	・限られた道路網の中で関係車両走行ルートを検討していますので、今回このような結果になっています。持ち帰って検討しますが、厳しい状況です。 (事後回答) ・関係車両走行ルート等については、現在、地元及び関係地区等と協議を進めているところです。今後、関係市町村及び道路管理者と連絡・調整を密に図り、本事業による影響をできる限り回避・低減するよう、適切な環境保全措置を講じてまいります。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
7	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・騒音調査に使用した騒音計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。	(事後回答) ・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社を実施しており、騒音計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。
8	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・騒音測定値は騒音規制法に基づいているか。	(事後回答) ・環境騒音については、等価騒音レベル及び時間率騒音レベル(L <sub>5</sub> 、L <sub>50</sub> 、L <sub>95</sub> 等)を測定していることから、測定方法は「騒音に係る環境基準について」、「騒音規制法」に定める方法と記載しております。具体的には、JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)に基づき実施しております。また、道路交通騒音については、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき行っております。なお、本編には等価騒音レベルの測定結果のみを示しておりますが、時間率騒音レベルの結果は資料編に記載しております。
9	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・環境騒音の音源はどのようなものか。	(事後回答) ・現況の環境騒音の音源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越佐久豊昇線を走行する車両、北側の田畑での農作業、野鳥のさえずり等があります。
10	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-5ページの表5-2-6には3地点(A、B、C)の調査結果について記載されているが、予測結果において、最も騒音レベルの低いA地点のみとしている理由はなにか。	(事後回答) ・工事関係車両は、現時点で工事関係車両ルートが市道南北線のみを使用する計画としていることから、地点Aのみを予測地点としました。準備書5-2-9ページに記載しております供用時につきましては、3地点について予測を行っております。
11	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-13ページの表5-2-15に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性(例：予測条件等が示されていないなど、以下同様)が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考に「設定内容」に修正します。
12	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・道路交通騒音の予測式は日本音響学会の予測式(ASJ RTN-Model 2008)を利用しているが、建設作業騒音の予測式は日本音響学会(ASJ CN-Model 2007)や(独)土木研究所(4.2 建設機械の稼働に係る騒音Ver2-2 平成20年9月)等の予測式を利用していない。その理由は何か。	(事後回答) ・本事業では、騒音規制法に規定されている評価量との対比を行うため、建設機械ごとに騒音源を設定し、従来から用いられている一般式を用いて予測を行っています。なお、この手法については、ASJ CN-Model 2007の中で予測手法の1つとして示されていますので、評価書においてASJ CN-Model 2007に基づき予測を行った旨を記載します。
13	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・遮蔽の回折音を計算するには周波数特性が必要であるが、各種建設機械の周波数特性はどのような傾向にあるのか。	(事後回答) ・ASJ CN-Model2007の参考資料として、建設機械の周波数特性がまとめられています。機械による特性の違いがみられるものの、代表的な曲線で示すことができるとしており、代表周波数特性の近似式が示されています。予測については、資料1-2に示す近似式を用いて行いました。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
14	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-19～20ページの図に遮音塀の位置を示す必要があるのではないか。	(事後回答) ・今回の予測では、遮音壁を見込んでおりません。なお、対象事業実施区域から予測地点②(最寄りの集落)までの間には尾根がありますので、その分の回折については、考慮した予測を行っております。その旨がわかるよう評価書で追記します。
15	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-24ページの表5-2-22に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。
16	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-29ページの表5-2-32に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。
17	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・焼却施設建屋内から外部へ伝搬する計算式は、準備書5-2-33ページに記載されている複雑な式でなくとも計算可能であるので参考にされたい。(計算式は別紙のとおり)	(事後回答) ・施設騒音を予測する目的としては、 ①騒音予測とコンターマップの作成 ②予測値が目標値を超えた場合の追加対策の検討 の大きく分けて2つあると考えております。 ①の目的には、ご指摘いただいた、エネルギー密度・透過率(総合透過損失)も考えられますが、②を考慮すると、騒音対策のために各機器、建屋各部分の寄与度を把握する必要があります。特に焼却施設等のプラントは、機器が防音のため小部屋に別れて設置される場合が多く、個々の機器について壁を透過して来る音を把握する必要があります。  また、建材の音響データは、ハンドブック・カタログ等では、騒音レベル、パワーレベル、透過損失等全てdB値で与えられています。 このような理由から、準備書に示した予測式を用いております。なお、用いた予測式の出典を評価書に記載します。
18	騒音	塩田委員	【追加意見】 ・準備書5-2-39ページの表5-2-39に記載されている騒音予測計算式の「予測条件設定内容」は整合性が取れていないのではないか。	(事後回答) ・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
19	振動	塩田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の稼働時の振動予測式は、道路交通振動と同じ土木研究所の提案式を使用しており、土質の減衰定数<math>\alpha</math>を固定化する形で決めている。焼却施設の場合は土質の特性を加味して予測出来るのに、なぜ地形・地質におけるN値等の調査結果の数値を使用しないのか。</li> <li>・振動の予測コンターが同心円状になっているが、N値が異なれば同心円状にならない。同じ敷地内でN値を3箇所ぐらい測定して、N値が異なれば土質の構成が違うことになるので、地盤（土質形状）が異なっている可能性を想定して予測する必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺にほとんど住居等がないことから、振動をそれほど心配する必要はないと思われましたので、場所毎にN値を決めるのではなくて、代表的な値を使用して振動予測をしており、予測コンターは同心円状になっています。</li> </ul>
20	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-31ページの(2)予測式に工事中の式を流用するのは誤りである。振動予測には、振動源毎の計算式があり、ここでは工場振動の予測式を利用することを推奨する。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の点について、準備書では、工事中の式として、工場振動での予測でも用いられる一般式を記載しております。先のご指摘も踏まえて、評価書では、建設機械については、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示される工事中の予測式を記載し、施設振動については、工場振動の予測に用いる一般式を記載します。</li> </ul>
21	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動調査に使用した振動レベル計は、計量法に基づいたもので、検定期間を遵守しているか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査は、計量証明事業の登録を受けた調査会社が実施しており、振動計についても計量法に基づく検定期間を遵守したものを使用しております。その旨を資料編に記載します。</li> </ul>
22	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動測定値は振動規制法に基づいているか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境振動については、時間率振動レベル（<math>L_{10}</math>、<math>L_{50}</math>、<math>L_{90}</math>等）を測定していることから、測定方法は「振動規制施行規則」に定める方法と記載しております。具体的には、JIS Z 8735（振動レベル測定方法）に基づき実施しております。また、道路交通振動については、「振動規制法施行規則」に基づき行っております。</li> </ul>
23	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境振動の振動源はどのようなものか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の環境振動の振動源として、対象事業実施区域北側に面している県道草越佐久豊昇線を走行する車両等があります。</li> </ul>
24	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-4ページの表5-3-4～5に記載されている振動レベル<math>L_{10}</math>値が30dB以下のデータには、振動レベル計のノイズも含まれているのではないか。そうであれば、記載を工夫するべき。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定に使用した振動計の測定保証下限値が25dBとなっているため、それ未満の値については、25dB未満と記載しております。ご指摘を踏まえ、機器の測定保証下限値が25dBであることを追記します。</li> </ul>
25	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-8ページに記載している予測式は、工事関係車両の走行に伴う道路交通振動の予測式ではなく、自動車の走行に係る振動の式であることから、「国土技術政策総合研究所資料No. 714、土木研究所資料No. 4254『道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）』（平成25年3月）」の「6. 振動 6.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動（6-3-1～16ページ）」を利用することを推奨する。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」に示される予測式を用いて予測し、その結果を評価書に記載します。なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いた計算結果は資料1-3に示すとおりです。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
26	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-11ページの表5-3-16に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。</li> </ul>
27	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-15ページに記載している(2)予測式は、一般式が記載されているため、どのファクター(例えばn:幾何減衰係数、<math>\alpha</math>:0.01)を利用して計算したのか判断ができない。また、<math>\alpha=0.01</math>である理由及び土質名の根拠が明確でない。ただし、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)』(平成25年3月)」の「6.振動 6.2 建設機械の稼働に係る振動(6-2-13ページ)」には、予測の基本的な手法として以下のとおり記載されている。  <math display="block">L(r)=L(r_0)-15\log(r/r_0)-8.68\alpha(r-r_0)</math> </li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測式は一般式を記載しておりますが、予測にあたって幾何減衰係数を0.75としており、これを代入すると「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」(平成25年3月)に示されている建設機械の稼働に係る振動の予測式と同様の式となります。また、地質については、対象事業実施区域には、ボーリング調査結果から盛土、ローム等が確認されていることから、未固結地盤として<math>\alpha=0.01</math>を設定しました。なお、評価書においては、ご指摘を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」に示されている予測式を記載します。</li> </ul>
28	騒音振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-2-18ページ及び5-3-15ページに記載されている工事開始後の月数が異なっている理由が示されていない。</li> <li>・また、音響パワーレベル(表5-2-20(1)、(2))や振動レベル(表5-3-21(1)、(2))の値が1台当たりなのかどうか判断できない。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事時期の設定根拠については、資料編(第1章 事業計画 1.1 工事計画)に示しております。なお、本編の中で、資料編を参照する記載がありませんので、評価書において対応いたします。</li> <li>また、音響パワーレベル(表5-2-20(1)、(2))や振動レベル(表5-3-21(1)、(2))の値は1台当たりの値ですので、その点についても評価書において修正します。</li> </ul>
29	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-25ページの(2)予測式は、最新の「自動車の走行に係る振動:(独)土木研究所資料No.4254(平成25年3月)」が望ましい。なお、平坦道路であれば、(公社)日本騒音制御工学会「INCE/J RTV-Model 2003」がある。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の走行と同様に、施設関連車両についても車両の上乗せによる現況からの増加分を予測することから、「国土技術政策総合研究所資料No.714、土木研究所資料No.4254『道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)』(平成25年3月)」の「6.振動 6.3 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動(6-3-1~16ページ)」を用いることとします。なお、参考として、工事関係車両の予測式を用いて計算した結果は資料1-3に示すとおりです。</li> </ul>
30	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-27ページの表5-3-33に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考にして「設定内容」に修正します。</li> </ul>
31	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-31ページの表5-3-38に記載されている振動レベル値が1台当たりなのかどうか判断できない。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動レベル(表5-3-40)の値は1台当たりの値ですので、評価書において修正します。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
32	振動	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-3-35ページの表5-3-40に記載されている振動予測計算式の「予測条件設定内容」は、整合性が取れていないのではないか。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県環境影響評価技術指針において、予測の不確実性の程度やそれに係る環境影響の程度について、必要に応じてその内容を明らかにすることとされています。記載にあたっては、技術指針やこれまでの県条例での事例を参考に、不確実性が考えられる項目を挙げ、設定内容や予測結果との関連を整理しております。なお、ご指摘のとおり、項目名を「予測条件設定内容」とした場合に記載内容との整合性が取れない部分がありますので、他事例も参考に「設定内容」に修正します。</li> </ul>
33	低周波音	塩田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の発生源から発生する20～100Hzの間の周波数において、どの程度騒音が発生するか確認する必要がある。対象事業実施区域及びその周辺は非常に自然環境が豊かであり、夜間に低周波数領域の騒音が遠距離伝搬する可能性を考えたときに、住宅周辺の騒音がどの程度なのか検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階で施設の設備騒音値ははっきりしていない状況のため事後調査を実施する計画であり、その結果を見ながら検討していくことになると思います。対象事業実施区域周辺に保全対象となる住宅等がないので、騒音・振動・低周波については大きな影響が出てくることはないと考えております。</li> </ul>
34	低周波音	塩田委員	<p>【追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超低周波音における心身への影響及び物的被害等が無さそうであることは確認できるが、騒音領域の低周波数（20Hz～250Hz）の音圧レベル及び騒音レベルのチェックも可能であれば実施した方がよい。</li> <li>・例えば、500m地点②における環境騒音が30～40dBの場合の焼却施設外壁での騒音レベル（<math>L_A</math>）は以下の方法で簡易計算が可能（点音源として）である。  <math display="block">L_A = 35 + 20 \log(500/1) + Att \quad \text{ここで } Att: \text{超過減衰}</math> <math display="block">= 35 + 54 + (\neq 0)</math> <math display="block">\neq 89 \text{ (dB)}</math> </li> <li>したがって、焼却施設外壁1mでの騒音レベルが、84～89～94dBの範囲であれば、騒音（低周波領域）の影響は考慮しなくてもよいものといえる。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低周波音については、施設供用後に事後調査を実施することとしております。いただいたご意見も参考に、調査結果に基づき対策の必要性を検討し、対策が必要な場合には追加の環境保全措置を実施します。本事業による影響を最小限とするよう努めてまいります。</li> </ul>
35	悪臭	片谷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-5-14ページの「表5-5-8 煙突排出ガスからの悪臭排出条件」において、排出濃度は現有施設での調査結果（臭気指数26）から算出したとの記載があるが、臭気指数26が臭気濃度400に該当することの説明を追加すべきである。</li> </ul>	<p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえ、評価書において臭気指数から臭気濃度を求める計算過程を記載いたします。</li> </ul>
36	悪臭	片谷委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測条件として使用している現有施設が計画施設とどの程度同等なのか、比較してきちんと示すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-4-9ページの低周波音で、計画施設と現有施設との処理能力・処理方式・建物の構造・面積の比較を整理していますが、悪臭についても対策等の内容を含めて比較し、評価書において分かりやすく整理します。</li> </ul> <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-4に示すとおり、計画施設と現有施設との対比を行った結果を評価書に記載します。</li> </ul>
37	水象	鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書5-7-11ページの図5-7-5の地下水位調査結果で今年の2月までのデータが記載されているが、今年は2月に異常な大雪がありその融雪の影響が大きく出ていると思われるため、それ以降の新しいデータを示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間を1年間としているため、2月以降のデータが存在するかは不明です。いつまでの測定結果が残っているかを確認し、測定結果が存在すれば追加します。</li> </ul> <p>(事後回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定は平成26年2月25日まで行っており、ご指摘のあった3月以降の融雪時のデータはありませんが、資料1-5に示すとおり2月25日までのデータを整理し、評価書に記載します。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
38	水象	鈴木委員	・月1回の測定地点については表5-7-6で地下水位の調査結果を示しているが、変動が目で見えるようにグラフで示していただきたい。	・評価書において対応します。 (事後回答) ・月1回の測定地点の結果についても、資料1-5のとおり通年調査結果と併せて示し、変動がわかるように修正します。
39	土壌汚染	小澤委員	・片谷委員の意見(No.1)と同様に、土壌汚染に係る評価結果についても、定量的に予測した結果が現況を大きく悪化させないという観点で表現を検討していただきたい。	・土壌中のダイオキシン類濃度については、現在の土壌濃度と大気から蓄積されるバックグラウンド濃度プラス本事業による濃度という形で評価しているため、表現方法を検討します。 (事後回答) ・土壌中のダイオキシン類濃度については、本事業による寄与分がわかるような記載とし、評価については現況を大きく悪化させないという観点から表現を追記します。
40	土壌汚染	小澤委員	・土壌中のダイオキシン類の調査結果について、大気質と同様に、異性体の詳細な測定結果を資料編に記載していただきたい。	・評価書の資料編において、土壌中についてもダイオキシン類の異性体ごとの細かいデータを記載します。 (事後回答) ・資料1-6に示すとおり、ダイオキシン類の土壌調査結果を評価書に記載します。
41	土壌汚染	小澤委員	・土壌汚染についても、大気質と同様に、最大着地濃度の出現地点を地図上でエリアが分かるように表現はできないか。	・土壌汚染における最大着地濃度の地点の記載について検討します。 (事後回答) ・土壌汚染の項目において、ダイオキシン類の大気質の予測結果と土壌の予測結果の両方を記載すると、数値や単位が異なるため内容がわかりにくくなるため、土壌汚染のみの結果を記載することとし、大気質の予測結果については参照ページを追記します。
42	地形・地質	富樫委員	・「造成断面図」にスケール、N値を記載した「ボーリング柱状図」、計画している建物の位置、地下水などの情報を記載すること。 ・特に造成断面図に自然地盤(地山)の情報が何も記載されていないが、土地の安定性を見るために重要な情報なので記載すること。 ・その他の断面図にもスケールなど重要な情報が入っていないので、記載すること。 ・地形・地質のところに必要な情報をしっかりまとめ、他のところで引用するように整理すべきである。	・様々な箇所にてデータが分散してしまっているため、地形・地質の箇所にて情報をまとめ、次回の資料としてお示しします。 (事後回答) ・ご指摘を踏まえ、資料1-7、8のとおり、ボーリング調査結果等のデータを盛り込んだ内容とし、評価書に記載します。
43	地形・地質	富樫委員	【追加意見】 ・表5-10-10について、盛土最大斜面の区分の評価では、「適切な盛土材」、「補強領域の外側を通るすべりに対する安全性」についても評価を行うこと。	(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、評価書において「適切な盛土材」及び「補強領域の外側を通るすべりに対する安全性」についても予測・評価を行い、記載します。
44	植物	大窪委員	・ヤエガワカンバについて1箇所1株のみ確認されているが、環境保全措置として成木と稚樹の移植が両方記載されている。見つかった株はどのくらいのか、成木、稚樹どちらの状態を確認しているのか。 ・13mくらいの成木だと移植はかなり難しい。向陽地だけでなく、湿性条件の場所を選んで移植しないと活着しないとされるため、留意してほしい。	・確認したヤエガワカンバは13mほどの高さの成木です。成木から落ちた種子は確認していますが、稚樹は確認されていない状況であり、今後その種子が芽吹いた場合は、その稚樹を移植等により保存することを考えています。 【第1回審議後 事後回答】 ・成木の移植につきましては、ご指摘を踏まえ、条件を満たした場所への移植を検討します。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
45	植物	大窪委員	・準備書5-11-29ページの表5-11-23の環境保全措置において、「林緑植栽の整備」に「在来種を用いた林緑植栽等を施す」とあるが、対象地域の在来種を用いることを明記した方がよい。	・ご指摘のとおり「この地域の在来種を中心に」という形で表現を改めたいと思います。
46	植物	佐藤委員	・準備書5-11-16ページの表5-11-13において、「確認された種が約5.4%と少ないことから影響は極めて少ない」としているが、パーセンテージが低くても希少な種が存在していると影響が少ないとはいえない。「普通によくみられる種が確認された」などの文言の追加が必要ではないか。	・ご指摘のとおり評価書での記載を追加するよう、次回までに検討します。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、該当部分を修正し評価書に記載します。
47	植物 (非公開)	佐藤委員	・資料編6-41ページのベニバナイチヤクソウと6-42ページのアキノタムラソウは比較的珍しい種の可能性があるので、確認すること。	・ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウについては検討します。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、ベニバナイチヤクソウ、アキノタムラソウの生育が確認された位置を、資料1-9に整理しました。
48	植物 動物	中村寛志 委員	・チョウ類の希少種がもう少しいるかと思うが、食草となるナンテンハギ、コマツナギ、ヒカゲスゲ、シロバナシナガワハギは、調査範囲内でどの程度の量が群落として見られているのか。	・資料を整理して次回お示しします。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、現地調査において未確認であったチョウ類希少種の当該地域における分布情報及びこれらの種の食草の分布状況を、資料1-10に整理しました。
49	動物 (非公開)	中村寛志 委員	・ベニモンマダラはそろそろ成虫が出てくる頃だが、食草であるクサフジの移植のタイミングによっては、そこに生息する個体群がすべて消失してしまうおそれがあるので、クサフジの移植は交尾や卵を産む時期を考慮して行うこと。	(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、ベニモンマダラに対する環境保全措置の内容及び本種に係る位置関係情報を、資料1-11に整理しました。なお、移植時期については、ベニモンマダラの成虫発生時期にも考慮し設定します。
50	動物 (非公開)	中村寛志 委員	・ヒメシジミについて、個体数で見ると対象事業実施区域内では区域外の数%しか確認されていないが、箇所数では食草のヨモギの群落が20%程度区域内に存在する。影響が小さいかどうか確認するため、詳しい位置関係のデータを示してほしい。	・資料を整理して次回お示しします。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、ヒメシジミに係る位置関係情報を、資料1-12に整理しました。なお、食草生育面積における改変率は2%とわずかであることから、影響は極めて小さいと考えられます。
51	動物	中村寛志 委員	・オオムラサキの確認箇所について、吸蜜で樹液に来ているところが2箇所なのか、個体を確認したところが2箇所なのか教えてほしい。	・資料を整理して次回お示しします。(事後回答) ・対象事業実施区域内におけるオオムラサキの確認は、2箇所ともに飛翔中の個体確認となります。
52	動物	中村寛志 委員	・準備書5-12-50ページの工事中における水生動物への影響について、沈砂槽の性能が分からないが、工事による排水により河川の水温が高くなり、ミルンヤンマなどに影響が出ることはないか。	(事後回答) ・沈砂槽からの排水は湯川に放流する計画であり、低水温環境下生息種が多く生息する舟ヶ沢ではないことから、生息環境は保全され则认为られます。沈砂槽からの排水に係る影響については、資料1-13に整理しました。
53	動物	中村雅彦 委員	・ハチクマとフクロウについて環境保全措置として追加調査を実施するのだが、対象事業実施区域周辺とは、具体的に実施区域の中なのか、調査範囲の中なのか、それともそれ以外なのか。  ・調査範囲に縛られることなく広域で実施しているということによいか。	・フクロウについては、調査範囲及び東側の方は若干調査範囲の外側も含めて、追加調査を3月から実施しています。ハチクマについては、広域的な範囲で3定点ぐらい考えて、影響が及ばない範囲を含めた形で調査を行っています。 ・そのとおりです。



No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
54	動物	中村雅彦 委員	・ノスリとハイタカは調査範囲内で繁殖が確認されているのか。	・対象事業実施区域から概ね1kmぐらい北側で営巣場所を確認しています。調査範囲内では飛翔などが見られ、この地域を利用していることを確認している状況です。
55	動物	中村雅彦 委員	・ハイタカとノスリについて、準備書5-12-54～55ページの影響予測結果には、直接的影響や間接的影響が「極めて小さい」などと記載しているが、5-12-66ページで環境保全措置として「騒音発生の低減」、「振動発生の低減」を行うのは、影響を受けるためではないのか。 <b>【亀山委員長】</b> ・今回回答された内容が分かるように記載内容を検討願いたい。	・直接的影響については「極めて小さい」としていますが、間接的影響については「小さい」としており、間接的影響は小さいけれどもあるという意味です。「影響が極めて小さい」か「影響がない」場合以外は環境保全措置を行うこととしています。 (事後回答) ・ご指摘を受けました、予測結果から環境保全措置の検討との関係について、基本的な考え方を資料1-14のフローに示しました。また、フローは評価書の予測方法部分に追記し、内容を補足するものとします。
56	動物	中村雅彦 委員	・準備書5-12-65ページの表5-12-32の工事中における動物への影響についての環境保全措置で、猛禽類では繁殖時期には工期を変更する場合がありますが、そのような環境保全措置は検討しないのか。 ・環境省による猛禽類保全保護のマニュアルでは、工期の変更についても記載されており、保全措置として工期の記載がないと猛禽類の専門家からクレームがあるのではないかと思います。 <b>【亀山委員長】</b> ・直近で工事が行われる場合は繁殖の妨げになることがあるので、よく検討していただきたい	・工期等については、これから精査、検討していく段階です。現時点では、考慮しておりませんが、ご意見を参考として検討させていただきます。  (事後回答) ・本事業の工事の実施による影響が考えられることから、新たな保全措置として、対象事業実施区域の近くで営巣が確認された場合には、工事の実施時期や手順、監視体制などについて検討を行うこととし、その旨を評価書に記載します。
57	生態系	中村雅彦 委員	<b>【追加意見】</b> ・準備書5-13-7ページの「図5-13-2 対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図」で、ニホンジカ、ノウサギ、アカネズミが二次消費者に分類されているが、これらはベジタリアンで一次消費者になるので修正すること。	(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、修正した生態系模式図を評価書に記載します。
58	景観	亀山委員長	・準備書5-14-14、15ページのフォトモンタージュで、色彩については比較的無難な色彩だが、形状についてはエッジが非常にきつくなっている。5-14-25ページに環境保全措置として「施設形状等の検討」が記載されているが、このエリアの中で強い線できつい建物のデザインにならないよう、今後の詳細な設計において工夫することが大事である。	・現段階では標準的な姿のものを示していますが、事業者としても周辺環境とのマッチングを一番に考えているので、ご意見の内容を今後生かしてまいります。 (事後回答) ・ご指摘を踏まえ、今後、施設の色及び形状については、浅間山の裾野からなる稜線や近傍スキー場のセンターハウス等の建物との調和に配慮し、検討してまいります。
59	景観	亀山委員長	・環境保全措置として法面の緑化を行うとインパクトが随分異なる。環境保全措置に対応した法面を緑化したフォトモンタージュも作成して、示すべきではないか。	・法面緑化は当然考えており、周辺とのマッチングとして重要な部分なので、ご意見を反映したいと考えております。 (事後回答) ・法面については、種子吹付等による緑化を考えております。春から秋については、草花による緑がみられますが、冬季については草は枯れてしまいますので、スキー場シーズンの法面は、現在、お示ししているものとなります。対象事業実施区域の緑化については、景観の配慮として重要と考えておりますので、今後、引き続き検討してまいります。なお、法面緑化がある時期のフォトモンタージュを参考として評価書に記載します。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
60	触れ合い活動の場	陸委員	・準備書5-15-10ページの図5-15-4(3)において、季節と平日・週末等の利用時期が一緒にグラフ化されており大変分かりにくい。冬だけの調査の地点もあることから、四季の利用と、平日・週末・連休や休暇・帰省時の利用は、分けて示すべきである。	・ご指摘を踏まえて、分かりやすいグラフに変更したいと思います。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、資料1-15のとおりグラフを修正し、評価書に追記します。
61	触れ合い活動の場	陸委員	・準備書5-15-11ページで、北パラダの利用者が一番魅力的だと思っている点は「アクセスが良い」ことを回答している人が非常に多いが、工事中及び供用時には多くの工事関係車両やごみ搬入車両が通行することになり、アクセスに障害が出るおそれがある。アクセスの障害を除くための対応や環境保全措置を検討すべきではないか。	・工事中及び供用中のアクセスについては地元及び関係地区とルートも含めて協議をしている段階ですが、持ち帰って慎重に検討させていただきます。(事後回答) ・対象事業実施区域に隣接するスキー場(北パラダ)へのアクセスは、主に、高速道路と直結している南パラダに駐車しリフトで北パラダへ移動する方法と、直接北パラダへ車で来場する方法があります。アンケート回答にある「アクセスが良い」を選んだ回答者からは、特に、高速道路とスキー場の駐車場が直結している点を挙げる意見が多くみられました。また、車で北パラダへアクセスする場合の主なルートは、工事関係及びごみ搬入車両等の主要走行ルートとなる市道南北線ではなく、県道草越豊昇佐久線になると考えております。ただし、本事業による負荷をできるだけ小さくするため、走行ルート、走行車両台数、走行時間帯等について検討をしております。
62	廃棄物等	片谷委員	・建設発生土について、準備書5-16-5ページの表5-16-8の環境保全目標として「長野県建設リサイクル推進指針」を記載しているが、指針にはおそらく建設発生土は含まれておらず、評価結果にも建設発生土は記載されていない。評価として不十分なので記載を見直す必要がある。	(事後回答) ・確認したところ、長野県リサイクル推進指針において、特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物等の目標として、建設発生土についても目標(再資源化等率:100%)が定められていることから、環境保全目標の記載について追記し、他の公共事業等での有効利用を図るなど、できる限り再資源化に努める観点から評価を行います。
63	廃棄物等	小澤委員	・準備書5-16-6ページの供用時における廃棄物について、主灰、飛灰の発生量の算出根拠を示すこと。	(事後回答) ・主灰及び飛灰の発生量については、メーカヒアリングの結果より、主灰が6.22(低質)~7.22(高質)t/日、飛灰が1.85(低質)~3.68(高質)t/日となっており、その平均的な値である主灰6.75t/日、飛灰2.81t/日を記載しております。
64	温室効果ガス等	野見山委員	・準備書5-17-4ページの温室効果ガスの削減量の予測において、売電量を削減量として計算しているが、現行のごみの量から焼却によって発生するCO <sub>2</sub> 量と、新しく建設される施設から排出されるCO <sub>2</sub> 量との比較による削減量を記載する方が、説明として分かりやすいのではないか。  【片谷委員】 ・売電量を温室効果ガスの削減量とすればよいとはなかなか言えない。	・今回の計画施設は、いくつかの市町村の施設を集約して一つにする計画であり比較が難しい状況です。そのため、今回は環境保全措置としてごみを燃やすだけでなく、電気のエネルギーとして温室効果ガスの削減に努めるという意味からこのような表現にしました。(事後回答) ・ご指摘を踏まえ、現行のごみの量から焼却によって発生するCO <sub>2</sub> 量と、新しく建設される施設から排出されるCO <sub>2</sub> 量との比較による削減量を予測することとし、評価書に記載します。 なお、本施設からの温室効果ガスの排出量については、総排出量(6,411.7t-CO <sub>2</sub> /年)のうち、約99%がごみの焼却に起因するものとなっています。今後、関係市町村においても、ごみの減量化、分別による資源の再利用等によるごみ焼却量の削減に努めていくとともに、施設の整備に当たっては温室効果ガスの抑制に効果のある設備を導入するなどの検討を行ってまいります。
65	温室効果ガス等	片谷委員	・準備書5-17-5ページで環境保全のための目標として記載されている長野県地球温暖化防止県民計画の温室効果ガス削減目標値について、第3次計画での長期目標値は80%であるので確認願いたい。	(事後回答) ・ご指摘のとおり、第3次計画での長期目標値は80%となっております。評価書において修正します。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨
66	温室効果ガス等	片谷委員	<p>・準備書5-17-6ページの評価結果において、供用開始予定時期である平成30年度に最も近い、平成32年度の目標値の10%削減を環境保全目標としているが、施設は30年稼働する計画なので、少なくとも中期の削減目標である30%削減を目標とする必要がある。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・ごみの処理量については、「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき算定しており、計画目標年度は平成29年度となっております。No.63の回答にも示したとおり、焼却施設からの温室効果ガスについては、ごみの焼却量が必要となりますが、平成29年度以降の値については、人口の推移やごみ減量等の施策の内容を踏まえ、今後、設定することになります。このため、平成32年度の目標との対比をしております。なお、事業者としても、循環型社会の構築や施設の稼働に伴う環境負荷の低減の観点から、ごみの減量化や資源化の取り組みを行い、焼却量がより少なくなるよう各種施策を講じる計画としております。</p>
67	その他	佐藤委員	<p>【追加意見】</p> <p>・焼却施設が完成した場合、スキー客が減少するのではないかと懸念されるが、焼却エネルギーを利用した文化施設（例えば温泉など）の新設の計画等はないのか。</p>	<p>(事後回答)</p> <p>・焼却施設の整備計画に合わせて、近隣地区に温泉利用による温浴施設の整備計画を進めており、スキー場利用者との相互利用が見込まれます。焼却エネルギーの利用については、発電を第一義として整備計画を進めておりますが、外部への熱供給に係るエネルギー利用については、今後、地元及び関係地区からのご要望をお聞きし、検討してまいります。</p>